2026. 10. 7

【毎月勤労統計（26 年 8 月）】

実質賃金のプラス推移が続く

～賃上げ継続と消費税率引下げが先行きのカギに～

経済調査部　主任エコノミスト
森田　幸大

ポイント

- **厚生労働省の 8 月毎月勤労統計調査（速報、従業員 5 人以上）によると、実質賃金[1]は前年同月比＋1.9%（7 月：同＋2.1%）と、9 ヵ月連続のプラス**
- **賃金動向の基調を示す所定内給与は、3 ヵ月連続で同＋3.5%以上の高い伸びに。今年度の最低賃金（全国加重平均）の引き上げ率も 3 年連続で＋5%に達し、今後の所定内給与を下支えする見込み**
- **実質賃金は、所定内給与の高い伸びが維持されれば、年明けにかけてプラス圏で推移すると予想。来年 4 月の消費税率引下げは、実質賃金に対して＋1.4％程度の大きな押し上げ要因になると見込む**

１．現金給与総額は伸びが鈍化も、実質賃金は 9 ヵ月連続のプラスを維持

8 月の毎月勤労統計調査（速報、従業員 5 人以上）が公表され、現金給与総額は前年同月比＋3.8%（7 月：同＋4.3%）となった。賃金動向の基調を示す所定内給与は同＋3.8%（同＋3.8%）と横ばいになった。実質賃金[1]は前年同月比＋1.9%（同＋2.1%）と、9 ヵ月連続のプラスとなった。

現金給与総額の伸びは、7 月に押し上げ要因となっていた賞与の影響が剥落したことで鈍化したものの、所定内給与の高い伸びが下支えした。また、実質化に用いられる消費者物価指数（総合）の上昇率が同＋2.0%[2]にとどまったことも、実質賃金のプラス維持に寄与した。電気・ガス料金補助の政策効果を受けたエネルギー価格の下落などにより、物価上昇が抑えられたことが背景にある（詳細については、9 月 18 日付レポート「消費者物価指数（26 年 8 月）」を参照）。

２．所定内給与は伸びが拡大し、企業規模別格差も縮小傾向

毎月勤労統計は、1 月確報から新サンプルが適用されており、12 月以前の計数との連続性は失われている。そこで、過去の計数との比較を容易とするため、サンプル補正済み系列を作成した（図表 1）[3]。

この系列の所定内給与を見ると、全規模では前年同月比＋4.2%（7 月：同＋4.1%）となった（図表 2）。

---

[1] 計測に使用する消費者物価指数（CPI）について、政府は従来の「持家の帰属家賃を除く総合」ではなく、「総合」を重視する方針を打ち出した（赤沢経済財政・再生相（当時）の会見、2025/5/9）ことから、「総合」で計測

[2] 実質賃金の算定に用いられる消費者物価指数は 2020 年基準が採用されている。このため、総務省が公表する 2025 年基準とは一部の計数に相違がある

[3] 具体的には、30 人以上の事業所について、サンプルの 3 分の 1 を入れ替えている。1 月の確報においては、新サンプル、旧サンプル双方の計数が公表されているため、両サンプルの差で断層を計測し、新サンプルの 8 月速報値に加えることで補正した

規模別に見ると、大企業（従業員数 500 人以上）は同＋4.1%（同＋3.8%）、中堅企業（従業員数 100～499 人）は同＋3.9%（同＋3.5%）、小規模企業（従業員数 5～29 人）は同＋4.4%（同＋4.0%）と、伸びが拡大した。一方、中小企業（従業員数 30～99 人）は同＋4.1%（同＋4.7%）と鈍化した。今回の結果では、いずれの企業規模でも所定内給与の伸びが同＋3.9%～同＋4.4%の範囲に収まり、企業規模間のばらつきは 0.5 ﾎﾟｲﾝﾄまで縮小した。これは 1 年 3 ヵ月ぶりの小ささであり、これまで相対的に遅れていた中堅・小規模企業の賃金上昇が、大企業に近い水準まで高まったことを示している。このように、企業規模間の賃金格差には縮小の兆しがみられる。

（図表1）所定内給与の動向（前年同月比、%）

	1月		断層	7月		8月	
	新サンプル	旧サンプル		新サンプル	補正済み	新サンプル	補正済み
全規模*	2.9	3.3	-0.3	3.8	4.1	3.9	4.2
小規模企業**	2.7	2.6	0.0	4.0	4.0	4.4	4.4
中小企業	3.5	3.9	-0.5	4.2	4.7	3.6	4.1
中堅企業	2.0	2.8	-0.7	2.7	3.5	3.2	3.9
大企業	3.7	3.8	-0.1	3.7	3.8	3.9	4.1

（出所）厚労省のデータより明治安田総研作成。断層は「1月新サンプル」－「1月旧サンプル」
小規模企業は従業員数5～29人、中小企業は30～99人、中堅企業は100～499人、大企業は500人以上
*本表では実額で伸び率を計算しているのに対し、厚労省公表値はいったん指数化して伸び率を計算するため、若干のずれがある
**小規模企業における1月の新サンプルと旧サンプルの差は、集計時点の違いによるものとのことであるため、断層はゼロとしている

（図表2）所定内給与の伸び

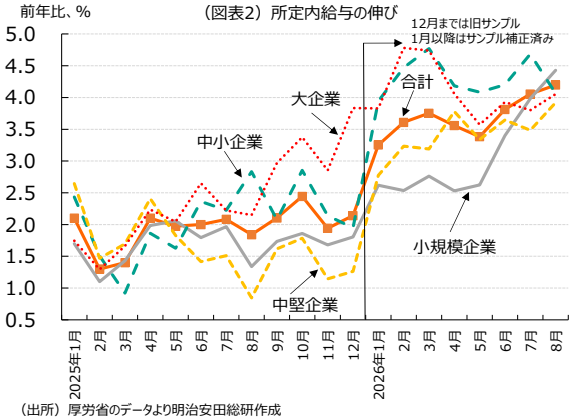

（出所）厚労省のデータより明治安田総研作成

3．最低賃金の引き上げ率は 3 年連続で 5%に達し、地域間格差も縮小

10 月 1 日から令和 8 年度の地域別最低賃金が順次発効しており、10 月 7 日時点では全国 25 都道府県で新たな最低賃金に移行した。全国加重平均の引き上げ率は前年度比＋5.0%となり、昨年度の同＋6.3%からは鈍化したものの、3 年連続で同＋5%に達する高い伸びを維持した（図表 3）。また、都道府県別の最低賃金額のばらつき度合いを示す標準偏差を計算すると 47.3（2025 年度：49.1）となり、7 年連続で低下した。最低賃金の地域間格差は着実に縮小へ向かっていると評価できる。

（図表3）最低賃金の全国加重平均（前年度比）と標準偏差の推移

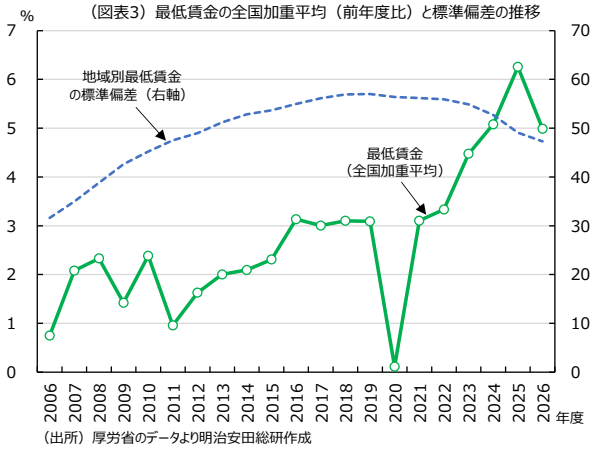

（出所）厚労省のデータより明治安田総研作成

最低賃金は、パートタイム労働者の時間当たり賃金（所定内給与÷所定内労働時間）に対して大きな影響を及ぼすと考えられる。実際、10 月の発効時期を加味した最低賃金の前年比と、パートタイム労働者の時間当たり賃金の前年比との間で相関係数を算出すると＋0.70 になり、強い正の相関が認められる（図表 4）。こうした関係をふまえると、今回の高めの最低賃金引き上げは、最低賃金近傍で働く労働者の賃金を直接押し上げるだけでなく、賃金表全体の見直しを通じて、パートタイム労働者全体の時給上昇にも波及し得る。この結果、今後のパートタイム労働者の賃金上昇を下支えし、ひいては所定内給与全体の伸びにも一定程度寄与するとみられる。

（図表4）最低賃金全国加重平均とパートタイム労働者の時間当たり賃金の推移（前年比）

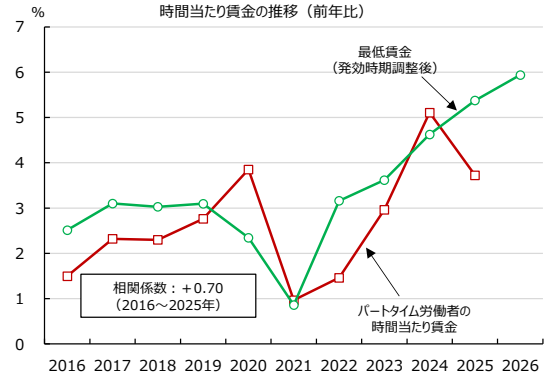

（出所）厚労省のデータより明治安田総研作成
「最低賃金（発効時期調整後）」は、最低賃金の改定が年途中に発効することをふまえ、前年度の計数に9/12、当年度の計数に3/12のウエイトを付して加重平均することにより、簡易的に発効時期を調整したものである

4．所定内給与の高い伸びが続けば、実質賃金は年明けにかけてプラス推移を予想

今後の実質賃金を展望する。所定内給与については、2026 年春闘の結果に加え、非組合企業を含む中堅・中小・小規模企業での高い賃上げを反映した足元の給与水準が維持されると見込む。冬季賞与が反映される 11－12 月の特別給与は、良好な企業業績をふまえ昨年より伸びが拡大し、前年同期比＋5%程度になると予想する。これに

より、現金給与総額は、9－11 月は前年同月比＋2%台後半、12 月は同＋3%台後半、1 月は同＋2%台後半になると予想する。

次に物価の先行きを想定する。中東情勢を巡っては、米国とイランの戦闘終結に向けた交渉が膠着状態にあるなど、エネルギー価格を巡る先行き不透明感は依然として強い。こうした状況をふまえ、足元の情勢がしばらく継続すると想定し、今後の原油価格（ブレント原油直物価格）については、米国による攻撃が再開された 7 月 11 日以降の平均に近い 90 ドル/バレルで推移するとの前提を置いた。

エネルギーについては、電気・ガス料金補助が 9－10 月にかけて CPI を押し下げると見込む。また、政府による燃料油補助は当面継続され、ガソリンなどの燃料油価格は足元と同程度の水準で推移すると想定する。9 月 30 日の経済財政諮問会議では、有識者議員から、消費税率引下げが物価高対策としての意味を持つことをふまえ、これまで補正予算で措置してきた対策に必要な見直しを施すことが提言された。この提言の方向性に沿えば、消費税率引下げ直前の来年 3 月まで、現行の燃料油補助が継続される可能性が高いとみる。

食料（生鮮食品を除く）のうち、米類価格は引き続き低下を見込む。一方、米類以外の食料品は、原材料費、物流費、包装資材費などの高まりを背景に、年末にかけて伸びが拡大していくとみる。基調的な物価動向を示す米国型コア（食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合）も、足元の前年比＋1%台後半から徐々に伸びを高め、1 月には同＋2%に達すると予想する。

以上の想定のもと、総合 CPI（2020 年基準）は、8 月の同＋2.0%に対し、9－10 月は横ばい圏内で推移すると見込む。ただし、11 月には電気・ガス料金補助の政策効果が剥落するため、同＋2.4%まで伸びが拡大するとみる。さらに、前年のガソリン補助金増額と暫定税率廃止の反動が出る 12－1 月は、同＋2.5%で推移すると予想する。

これをふまえた実質賃金の伸びは、足元の高い所定内給与の伸びが維持されれば、年明けにかけてもプラス推移するだろう（図表 5）。ただし、燃料油補助などの政策効果により物価が下押しされている面は大きく、政策が縮小されれば、実質賃金に大きな下押し圧力がかかり得る。一方、原油価格が一段と上昇しなければ、食品などの販売価格への転嫁も一服するとみられる。

加えて、4 月からの飲食料品の消費税率引下げは、CPI の押し下げを通じて、実質賃金に対して＋1.4 ﾎﾟｲﾝﾄ程度の押し上げ要因になると試算される。この押し上げ効果は大きく、物価の大幅な上昇や賃金上昇率の鈍化が生じない限り、来年度の実質賃金のプラス推移を後押しする材料となろう。

（図表5）物価と賃金（本系列）

⇒予想

	2026年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2027年1月
物価「総合」[1]①*	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.4	2.5	2.5
現金給与総額	2.5	3.4	3.1	3.6	3.3	4.0	4.3	3.8	3.0	2.6	3.0	3.9	3.0
実質賃金（②-①）	1.0	2.1	1.6	2.2	1.8	2.3	2.1	1.9	1.0	0.5	0.6	1.4	0.5

（出所）厚労省、総務省のデータをもとに明治安田総研作成、予想は明治安田総研。数値の単位は前年同月比（%）
ブレント原油直物価格が平均して90ドル/バレルで推移する前提

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 主任エコノミスト 森田 幸大
電話番号：080 2298 8286
e-mail：yu7-morita@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元●株式会社明治安田総合研究所　〒102-0073東京都千代田区九段北3－2－11　TEL03-6261-6411